

# 南房総市定例記者会見

日時 令和2年4月23日(木)

午前10時30分

場所 市役所本庁舎 本館2階 第一会議室

## 【会見項目】

- (1) 不育症治療費等の助成事業が始まりました
- (2) 南房総市議会第1回臨時会を招集
- (3) 令和2年度予算をわかりやすく解説「ことしの予算」を発行
- (4) 南房総市奨学資金の貸付けに関する負担軽減について
- (5) 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応

## 【その他 資料提供】

5月の行事予定

南房総市総務部秘書広報課  
TEL0470-33-1002・FAX0470-20-4591

## 定例記者会見 令和2年4月23日 開催

### 会見項目No. 1

#### 不育症治療費等の助成事業が始まりました

令和2年4月1日から、医師より不育症と診断され治療や検査を受けられた人に対し、費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることにより、安心して子どもを生子、育てることができる環境づくりに資することを目的に不育症治療費等助成事業を行っています。令和2年4月1日以降に受けた治療費等が適用となります。

##### ○助成の対象となる費用

不育症治療等を開始した日からその妊娠に関する出産(流産及び死産を含む)に伴い、治療が終了した日までの期間(1治療期間)に受けた不育症治療等に係る医療費の自己負担分。ただし入院時の差額ベッド代、食事代、文書料などの直接治療に関わらないもの及び他の制度により助成を受けている費用は対象外となります。

##### ○助成の対象となる人

申請日において妻の住所が南房総市にあり、かつ当市の住民基本台帳に1年以上継続して記録されており、夫と妻の前年の合計所得額が730万円未満(1~7月まで申請する場合は前々年)、婚姻をしており国民健康保険・社会保険各法に加入している、他の市町村等から類似の助成を受けていない人

##### ○助成金額

1年度につき30万円を上限として助成します(千円未満切り捨て)

##### ○申請期限

1治療期間の医療費の支払いが終了した日が属する月の翌月から1年以内に必要書類を添付し健康支援課へ申請してください。

#### 【参考情報】南房総市不育症治療費等助成事業実施概要

【問い合わせ】

南房総市 保健福祉部 健康支援課 保健予防係 担当者：石川 知子  
電話：0470-36-1152 FAX：0470-36-1133 e-mail：[kenko@city.minamiboso.lg.jp](mailto:kenko@city.minamiboso.lg.jp)

# 南房総市不育症治療費等助成事業実施概要

## 1 目的

医師から不育症と診断され治療や検査を受けた者に対し、当該不育症治療等に係る医療費の一部を助成しその者の経済的負担の軽減を図ることにより、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりに資することを目的とするもの。

## 2 助成の対象とする不育症治療等

不育症治療等を開始した日からその妊娠に関する出産（流産及び死産を含む）に伴い、治療が終了した日までの期間（1治療期間）に受けた不育症治療等に係る医療費の自己負担分

※ 次の費用については、助成の対象としない。

- (1) 入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の直接治療に関係のない費用
- (2) 他の制度により助成を受けている費用(高額療養費など)

## 3 助成対象者の要件

不育症治療等を受けた者であって次に掲げる全ての要件を満たす人

- (1) 婚姻をしていること。
- (2) 妻が申請日において本市に住所を有し、かつ本市の住民基本台帳に1年以上継続して記録されていること。
- (3) 不育症治療等のために医療機関を受診していること。
- (4) 国民健康保険法の被保険者又は次に掲げる社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者であること  
健康保険法・船員保険法・私立学校教職員共済法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法
- (5) 夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満であること。（1月から7月までの間に申請する場合は前々年）所得の範囲・計算方法は児童手当法施行令第2条・第3条の規定を準用する。
- (6) 他の市町村等が実施する、不育症治療等を受けた者に対する類似の助成を受けていないこと。

## 4 助成額等

助成は、1年度につき30万円を限度とする。（千円未満は切り捨て）

※ 入院費、食事代、文書料等の直接治療に関わらない費用は含まない。

※ 他の制度により助成を受けている費用は含まない。（高額療養費など）

## 5 申請

1治療期間に係る医療費の支払いが終了した日が属する月の翌月から起算して1年以内に、健康支援課に必要書類を添えて申請

## 6 施行期日

令和2年4月1日

※ 令和2年4月1日以後に受けた不育症治療について、助成の対象とする。

## 定例記者会見 令和2年4月23日 開催

### 会見項目No. 2

#### 南房総市議会第1回臨時会を招集

令和2年南房総市議会第1回臨時会を4月27日に招集いたします。  
今臨時会では、報告案件1件、承認案件2件、条例案件1件、人事案件1件の計5件の案件を提出いたします。

付議事件は、以下のとおりです。

- (1) 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定及び和解)
- (2) 専決処分の承認を求めることについて  
(南房総市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- (3) 専決処分の承認を求めることについて  
(南房総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- (4) 南房総市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 南房総市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

#### 【参考情報】

#### 【問い合わせ】

南房総市 総務部 総務課 総務グループ 担当者：平嶋・井野  
電話：0470-33-1021 FAX：0470-20-4598

## 定例記者会見 令和2年4月23日 開催

### 会見項目No. 3

#### 令和2年度予算をわかりやすく解説 「ことしの予算」を発行

令和2年度「ことしの予算」を、本日4月23日に発行いたします。

「ことしの予算」は、市民のみなさんに、市の予算が何に使われているのか、具体的な内容をできるだけわかりやすくお知らせするための冊子として、毎年発行しています。

令和2年度南房総市の一般会計予算は248億8,700万円となっています。台風15号による被害からの早期復興、また人口減少社会を見据え、「子育て世代の増加」をコンセプトに、「移住・定住の促進」、「子育て支援」、「教育の充実」、「仕事づくりの応援」を中心に取り組みます。

ぜひ、本冊子を手に取り、みなさんの税金がどのように使われているか、また、市の貯金、借金、今後の将来の見通しなどをご確認ください。

#### 【参考情報】添付資料 冊子「ことしの予算」

17,000部作成、全戸配布

サイズ：A4判、ページ数：20頁

平成19年度から毎年発行

#### 【問い合わせ】

南房総市 総務部 企画財政課 財政係 担当者：石井  
電話：0470-33-1001 FAX：0470-20-4598  
e-mail アドレス：kikakuzaisei@city.minamiboso.lg.jp

## 定例記者会見 令和2年4月23日 開催

### 会見項目No. 4

#### 南房総市奨学資金の貸付けに関する負担軽減 について

現在市で実施している奨学資金の貸付けについて、昨年度の台風による被害や、今回の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言、その他やむを得ない事由により、経済的な影響を受けた市奨学資金借受人に対し、無理なく返還を続けられるよう軽減措置を行います。

4月27日に招集する南房総市議会第1回臨時会において、南房総市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を提出します。この改正により、現行では貸付期間の2倍の期間で返還していた貸付金を、貸付期間の3倍の期間で返還できるようにし、借受人の経済的負担の軽減を図ります。

また、同条例施行規則で定めている貸付限度額についても、緊急事態宣言などの影響により特段の事情が発生した場合には、高校生などについては月額2万円以内から3万円以内に、大学生などについては月額4万円以内から6万円以内に貸付額を拡大します。

#### 【参考情報】

##### 【問い合わせ】

南房総市 教育委員会 教育総務課 担当者：江野口  
電話：0470-46-2961 FAX：0470-46-4059  
e-mail アドレス：kyoiku-somu@city.minamiboso.lg.jp

## 定例記者会見 令和2年4月23日 開催

### 会見項目No. 5

#### 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応

南房総市では、令和2年4月7日付け内閣府発出の「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を受け、現下の状況において避難所運営に万全を期すため、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の運営について」を既存の避難所マニュアルに追加しました。

主な内容は、市民への周知として、災害発生時であっても自宅、親戚、友人・知人宅や車中など各自で安全を確保できる場合には感染リスク低減のため避難所以外の避難を検討すること。

避難される場合は、マスク、体温計など持参し、市民自身による感染症対策を講じること。

発熱や倦怠感、呼吸困難などの症状がある方は、避難所以外での安全確保を勧めること。

避難所の開設は、ある程度区切られたスペース確保の必要性から学校施設など適正な場所を開設していくこと。

避難所の受付では、検温・消毒ブースを設置し、ウィルス感染の疑いのある方と一般の避難者の避難を受付で分離します。避難所内は、家族単位のスペースを基本とし2メートル以上の間隔を確保し過密を避けることその他、ウィルス感染の疑いがある避難者への対応その他避難所の衛生環境の徹底のため備品・消耗品の確保などを盛り込んでいます。

非常事態宣言下での自然災害発生時においても被害の発生が最小化できるよう、市民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

#### 【参考情報】

##### 【お問い合わせ】

南房総市市民生活部消防防災課消防防災係 担当者：宇山 尚希  
電話：0470-33-1052 F A X：0470-33-2323  
e-mail アドレス：shobo@city.minamiboso.lg.jp

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営について

Ver. 1

令和2年4月20日

南房総市

これまで、避難所の運営については、平成29年3月に改定しました「避難所運営マニュアル」に基づき運営してきましたが、感染が拡大している「新型コロナウイルス感染症」の状況下において、感染症対策に万全を期した避難所運営が求められています。

そこで、今後の避難所運営については、避難所運営マニュアルを基本としながら、以下に示します新型コロナウイルス感染症対応避難所運営についてを留意のうえ、適切な避難所運営を行ってください。

## ◆新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営について◆

### 1. 避難所以外の避難方法、避難する場合の準備品等の市民周知

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっています。

また、災害時には断水により手指の流水洗浄ができない可能性もあること、また、避難所など密集した環境下での集団生活等により、新型コロナウイルスの感染が拡大するリスクが高まります。

避難所での感染リスク、その他の避難方法や避難所に避難する場合の心得等について、市民に以下の内容を広報紙等でお知らせします。

周知内容①・・「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はありません。本当に避難所に行く必要のある方を、適切に受け入れられるようご協力ください。自宅が危険な場合も、避難先は市指定の避難所だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えておきましょう。

周知内容②・・避難される方は、市の備蓄品にも限りがあります。避難をする際は、自分の必要なものは自分で持参しましょう。また、現下の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、避難される方は、マスク及び体温計を加えて持参してください。

周知内容③・・避難所内の感染拡大を防止するため、以下の症状などある方は避難所への避難を控え、安房健康福祉センターに連絡し、担当者の指示を受けてください。

- ・風邪の症状や37度5分以上の発熱が4日以上続いている。  
※高齢の方や基礎疾患等のある方は、上の症状が2日程度続く場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

市民には、発熱等の症状がある方や、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方等については、避難所以外への避難方法をお勧めします。

また、避難される方には、マスク・体温計の持参をお願いしています。

これらの内容が周知されていることを踏まえ、避難所運営者は適切な避難者対応を行う。

## 2. 新型コロナウイルス感染症に対応する物資・資材の準備

新型コロナウイルス感染症に対応する避難所に特に必要な物資・資材は以下のものが考えられます。

- ・ マスク
- ・ 手指洗用消毒液（エタノール）
- ・ 除菌用消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）
- ・ 非接触赤外線温度計（ない場合は普通の体温計）
- ・ 使い捨てゴム手袋
- ・ ペーパータオル
- ・ 仕切り用段ボール
- ・ 薬用ハンドソープ

## 3. 避難所の受付

避難所の受付では、まず検温及び消毒ブースを設け、避難者に必ず検温と手指洗いをさせる。その際に、健康状態などの聞き取りを行います。そして、健常な避難者に対し、避難者名簿（別紙1）を記載してもらい受付を行う。なお、受付を行う職員は、マスク・ゴム手袋等を着用の上対応する。

検温・消毒ブースにおいて、重度の呼吸困難等生命の危険がある方が避難してきた場合は、速やかに安房郡市消防本部（☎119）に搬送依頼を行う。

風邪症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いたり倦怠感や呼吸困難のある方が避難してきた場合は、まずは、自宅、親戚・友人宅への避難誘導、車中泊を勧め、それらが困難な場合は、予め用意した個室（個別空間）に避難させる。（この場合は、衛生医療班（☎36-1152）に連絡し対応を相談する。）

また、風邪症状や発熱等のある方が避難してきた場合は、まずは、自宅、親戚・友人宅への避難誘導、車中泊を勧め、それらが困難な場合は、予め用意した個室（個別空間）に避難させる。

※個室（個別空間）が確保できない避難所については、別の避難所を案内する。

## 4. 新型コロナウイルス感染者と疑われる方の避難スペースの確保

風邪症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いたり倦怠感や呼吸困難のある方や風邪症状や発熱等のある方用の個室スペースをそれぞれ確保

する。また、当該者用のトイレ、手洗所を用意し、動線についても一般避難者とは別にする。

## 5. 一般避難所の居住のスペース

居住スペースは1人当たり3㎡とし、家族単位とする。また、避難者間の間隔は2mを確保し、避難者同士は対面とならないように配慮する。  
※居住スペースが教室の場合は、過密を避けるため10人以上の避難者は不可とする。

## 6. 衛生環境の徹底

避難者には、頻繁な手洗い、咳エチケットの慣行を促し、共用スペースの清掃、消毒を徹底して行う。特にトイレについては、使用の度に消毒を行う。また、避難所内の換気は十分に行うものとする。

感染症予防のため、タオルなどの共用を禁止し、すべて使い捨てのペーパータオルを使用する。

食器等についても、全て使い捨てを基本とする。

## 7. 避難者の健康状態の確認

避難者には、1日2回の検温を行わせ、発熱や体調不良の場合は、職員に報告させる。なお、当該状態となった避難者については、予め用意した個室に移動し、経過を観察する。

## 8. 車中泊の避難者がいた場合の配慮

車中泊の避難者がいた場合は、屋外トイレを設置するとともに、使用者に対し、使用ごとの消毒を徹底させる。また、エコノミークラス症候群対策を講じるなど、保健師の訪問等について配慮する。

## 9. 要配慮者用のスペース確保

要配慮者用の個室スペースを確保する。この場合、新型コロナ感染者と疑われる方の避難スペースと最も距離をおいた配置とする。動線については、一般避難者と同様として構わない。

## 10. 各地区避難所の開設順位

各地区の避難所については、感染症対策が講じられる避難所を優先して以下の順位で開設する。

(1)富浦地区

- ①富浦中学校（4月末まで使用不可）
- ②富浦小学校
- ③富浦子ども園
- ④大房岬自然の家
- ⑤富浦体育館（10月末まで使用不可）

#### (2)富山地区

- ①富山ふれあいコミュニティセンター
- ②富山学園
- ③富山コミュニティセンター
- ④富山岩井体育館

#### (3)三芳地区

- ①三芳農村環境改善センター
- ②三芳小学校（R3 大規模改修）
- ③三芳中学校

#### (4)白浜地区

- ①白浜小学校
- ②白浜中学校（7月末まで使用不可）

#### (5)千倉地区

- ①千倉中学校
- ②千倉小学校
- ③千倉子ども園
- ④千倉忽戸体育館
- ⑤千倉総合運動公園
- ⑥千倉七浦体育館（8月末まで使用不可）

#### (6)丸山地区

- ①丸山公民館・丸山児童体育館
- ②子育て支援センターほのぼの
- ③嶺南中学校

#### (7)和田地区

- ①嶺南和田体育館（9月以降使用不可）
- ②自然の宿「くすの木」
- ③北三原多目的研修集会施設
- ④和田小学校

## 10. 避難所の閉鎖

開設した避難所は、適切に消毒等を行い閉鎖する。

避難者名簿

(別紙1)

記入日	年 月 日	居住組		組	計	人
ふりがな		性別	行政区	生年月日	年齢	避難 確認
家族代表者 氏 名						
住 所	南房総市					
電話番号	( )					
緊急連絡先	氏 名					
	住 所					
	電話番号					
家 族 構 成	氏 名	性別	年齢	体温・健康状態（症状をチェック）		
				℃： <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 味覚嗅覚障害		
				℃： <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 味覚嗅覚障害		
				℃： <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 味覚嗅覚障害		
				℃： <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 味覚嗅覚障害		
				℃： <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 味覚嗅覚障害		
その他、負傷(疾病)の状況や特別な要望があれば記入してください						
安否確認のための情報開示（どちらかに○をしてください）						
親族・同居者からの照会に対し情報を提供することに				同意する・同意しない		
避難所記入欄【利用不可の場合の対応】						
健康支援課対応・保健所への連絡・救急要請・その他（ )						